

占用料の 種別	占用物件		占用料の額		
			単位	旧単価	新単価
道路占用料・準用河川占用料・法定外公共物占用料	道路法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	3,400	<u>2,100</u>
		第2種電柱			<u>3,200</u>
		第3種電柱			<u>4,300</u>
		第1種電話柱		1,980	<u>1,900</u>
		第2種電話柱			<u>3,000</u>
		第3種電話柱			<u>4,100</u>
		その他の柱類		150	<u>190</u>
		共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	20	<u>19</u>
		地下に設ける電線その他の線類		10	<u>12</u>
		路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,500	<u>1,900</u>
		地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	1,000	<u>1,200</u>
		変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,000	<u>3,700</u>
		郵便差出箱及び信書便差出箱		1,300	<u>1,600</u>
		広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	<u>8,200</u>
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	<u>3,700</u>
	道路法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	100	<u>78</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			<u>120</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	<u>170</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	<u>230</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		400	<u>340</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			<u>450</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		1,000	<u>780</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			<u>1,200</u>
		外径が1メートル以上のもの		2,000	<u>2,300</u>

道路法第32条第1項第3号に掲げる施設	自動運行補助施設	道路法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類		地下に設けるもの	長さ1メートルにつき1年	-	12
				その他のもの		-	37
		道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類			1本につき1年	-	3,000
		その他のもの	上空に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1年	-	1,900
			地下に設けるもの			-	1,200
		その他のもの				-	3,700
		道路法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1平方メートルにつき1年	3,000	3,700
道路法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの		1平方メートルにつき1年	Aに0.003を乗じて得た額	Aに0.004を乗じて得た額	
		階数が2のもの			Aに0.005を乗じて得た額	Aに0.006を乗じて得た額	
		階数が3以上のもの			Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額	
	上空に設ける通路				7,200	4,100	
	地下に設ける通路			3,600	2,500		
	その他のもの			3,000	3,700		
	道路法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	110	82	
その他のもの		占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	820			
道路法施行令（昭和27年政令第479号）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの		表示面積1平方メートルにつき1月	1,100	820	
		その他のもの		表示面積1平方メートルにつき1年	11,000	8,200	
	標識			1本につき1年	2,400	3,000	
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1本につき1日	110	82	

		その他のもの	1本につき1月	1,100	820
	幕（道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	幕の面積1平方メートルにつき1日	110	82
		その他のもの	幕の面積1平方メートルにつき1月	1,100	820
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	11,000	8,200
		その他のもの		5,400	4,100
	道路法施行令第7条第2号に掲げる工作物		占用面積1平方メートルにつき1年	-	3,700
	道路法施行令第7条第3号に掲げる施設			-	Aに0.031を乗じて得た額
	道路法施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料		占用面積1平方メートルにつき1月	1,100	820
	道路法施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設			300	370
	道路法施行令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下（当該路面下の地下を除く。）に設けるもの	占用面積1平方メートルにつき1年	Aに0.016を乗じて得た額	Aに0.009を乗じて得た額
		上空に設けるもの		Aに0.020を乗じて得た額	Aに0.018を乗じて得た額
		地下（トンネルの上の地下を除く。）に設けるもの		-	Aに0.004を乗じて得た額
				-	Aに0.006を乗じて得た額
				-	Aに0.008を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.028を乗じて得た額	Aに0.025を乗じて得た額
	道路法施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに0.006～0.013を乗じて得た額	Aに0.011を乗じて得た額
		その他のもの		Aに0.006を乗じて得た額	Aに0.008を乗じて得た額

道路占用料・法定外公共物 占用料	道路法施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに0.02 を乗じて 得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額
		その他のもの		Aに0.011 を乗じて 得た額	Aに <u>0.008</u> を乗じて 得た額
	道路法施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに0.016 を乗じて 得た額	Aに <u>0.011</u> を乗じて 得た額
		上空に設けるもの		Aに0.02 を乗じて 得た額	Aに <u>0.022</u> を乗じて 得た額
		その他のもの		Aに0.028 を乗じて 得た額	Aに <u>0.031</u> を乗じて 得た額
	道路法施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに0.028 を乗じて 得た額	Aに <u>0.025</u> を乗じて 得た額
	道路法施行令第7条第13号に掲げる施設	<u>トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの</u>			Aに <u>0.011</u> - を乗じて 得た額
		<u>上空に設けるもの</u>			Aに <u>0.022</u> - を乗じて 得た額
		<u>その他のもの</u>			Aに <u>0.031</u> - を乗じて 得た額
	道路法施行令第7条第14号に掲げる施設				Aに <u>0.031</u> - を乗じて 得た額